

脱原発政策研究会・関西による、原子力市民委員会中間報告に対する意見書

2014年1月11日

私たち脱原発政策研究会・関西は、服部良一（元衆議院議員・社民党）の呼びかけで有志が結集し、脱原発政策の具体的なありかたについて、2012年秋から月1度の研究会を開いて議論を続けてきました。

原子力市民委員会の活動は、私たちの会と方向性を同じくするものであり、9月の中間報告の発表を機に、呼びかけに応じる形で議論に参加させて頂くことといたしました。

中間報告は、原子力問題の諸側面に関して、第一線で発言や活動をされている方々が取りまとめられただけありますて、脱原発に関連するほとんどの問題が網羅的に取り上げられており、議論の出発点としてこれ以上のものは望めないものと、私たちは高く評価しております。原子力からの「秩序ある撤退」や「新しい公論形成」、「科学の自律性」という基本的な考え方にも深く賛同いたします。

他方で、報告書全体を通読してみれば、「被害」や「廃炉」など用語の定義や説明が不完全なものや、用語や論旨について章ごとに必ずしも整合性がとれていないと思われる点もいくつかあるようになります。これはまさに脱原発という問題の幅広さ、難しさの反映であろうと考えます。

私どもがこれまで検討してきた課題と照らし合わせますと、例えば、

- ・脱原発のペース(即時廃止か、ゆっくりと無くしてゆくか)、
- ・原発立地地域の脱原発後の財政的・経済的課題の解決、
- ・原発立地地域の雇用とも関連する「原発解体」それ自体の是非、
- ・原発即時閉鎖コストの分担(責任追及姿勢で「秩序ある撤退」が可能か)、

といった点に関して、中間報告の中で記述が少なかったり、必ずしも議論が成熟していないと思われる点があります。これらについて次ページより、引用箇所を明記した上で、私たちのコメントを示しましたので、検討材料としていただけますよう、どうぞよろしくお願いします。

脱原発政策研究会・関西

服部良一(前衆議院議員)、朴勝俊(関西学院大学)、長谷川羽衣子(緑の党)、山崎一郎(事務局)ほか

以下、ゴシック体で示された見出しは中間報告『原発ゼロ社会への道』の各小見出しに対応します。要約や素案に含まれていたものについても、※印を付けて示しています。見出しだけの箇所については、私たちの方から具体的な異論はありません。

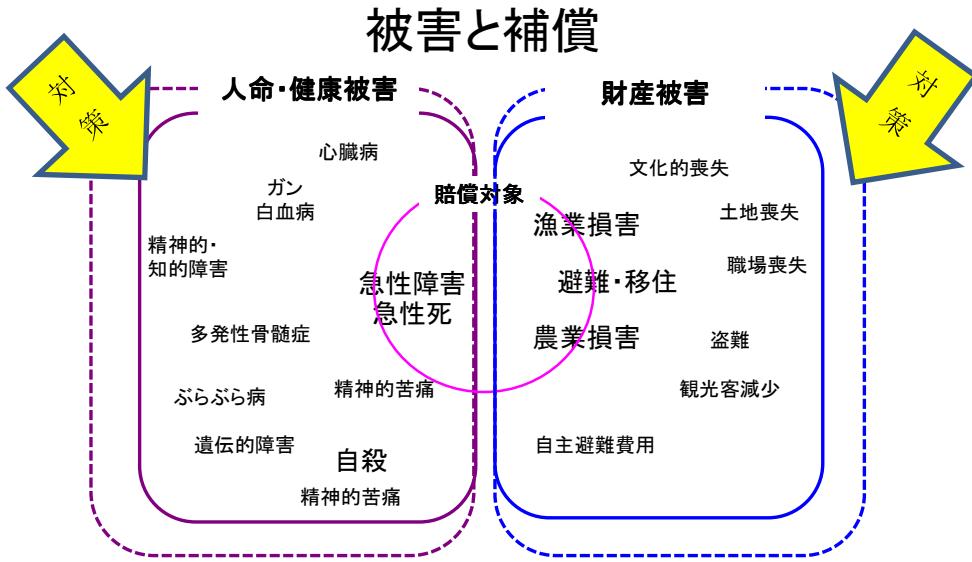
0-1 福島原発事故による被害の深刻さ 5

- [該当箇所] p.9 「金銭的側面だけでも数十兆円以上の損失」
- ・この記述の文献的根拠はどこにあるのでしょうか？明示・参照されると助かります。
- [該当箇所] p.9「損失額の主な費目は事故収束・処理コストと損害賠償コストである」
- ・この記述を読むと、用語の定義について疑問を感じます。参加されている経済学者の先生や、法律に詳しい方が中心となって、「損失(loss)」、「損害(=被害、damage)」、「賠償(compensation)」という概念をきちんと定義して整理された方がよいと考えます(図1、表1を参照)。そうでなければ第1章の記述とも齟齬が生じます(そこでは、被害は被害であって、賠償ではありません)。「損失」と「損害」は同義語でしょうか、使い分けているのでしょうか？また、「賠償」は「損害」ではありません。加害者から被害者(あるいは手続が悪ければ、被害者でさえ無い人々)へのつぐないのための金銭的移転であって、これ自体が損失なり損害ではありません。「賠償」が行われるか否かにかかわらず、「損害」はすでに発生してしまっています。ですから、これらを「損失額の主な費目」とするのは不正確でしょう。また、対策費は全体の損害を小さくするための費用ですので、これも損害額そのものとは異なるものです。
- ・なお、法学者の世界では「賠償(違法・不法行為に対するつぐない)」と「補償(合法的な行為にともなう損害の補償や、災害等に対する政府からの支援)」も全く意味の異なる用語となります。ご確認ください。

表1： 損害・被害の考え方(一例)

| | 損害分類 | 損害項目 | 示例的な算定対象 |
|------|-----------------------|------------|---|
| 物的損害 | 事故拡大防止・収束措置 被曝防止措置 | 事故収束・処理費用 | 原発の事故拡大の防止、放射能放出防止等に要した費用 |
| | | 除染措置 | 土地、建物等の汚染除去に要した費用 |
| | | 緊急避難・移住費用 | 移動交通費、一時宿泊費、中期的居住費 |
| | | 農産物廃棄損失 | 廃棄された農産物の価額 |
| | | 漁業禁止による損失 | 近隣海域における漁業禁止による損失、売上損失 |
| | 人的資本の所得損失 | 一定期間の非就業 | 避難・強制移住・農業禁止による非就業損失 |
| | | 転職に伴う賃金低下 | 再就職後の生涯賃金損失 |
| 人的被害 | 物的資本の所得損失 | 土地・設備の所得損失 | 居住禁止区域における土地・設備の価値損失 |
| | | 農地からの所得損失 | 農業禁止区域の損失生産額、生産された農産物の価値損失額 |
| | | 急性障害 | 軽微な急性障害 治療費と、障害・精神的被害の経済的価値(WTPなど) 重篤な急性障害 治療費と、障害・精神的被害の経済的価値(WTPなど) 急性死 治療費と、苦痛の経済的価値(WTPなど)、生命の価値(WSLなど) |
| | 晩発性障害 | ガン死 | 治療費と、苦痛の経済的価値(WTPなど)、生命の価値(WSLなど) |
| | | 治癒される発ガン | 治療費と、障害・精神的被害の経済的価値(WTPなど) |
| | | 遺伝的障害 | 治療費と、障害・精神的被害の経済的価値(WTPなど) |

朴勝俊(2005)「原子力発電所の過酷事故に伴う被害額の試算」『国民経済雑誌』191(3), pp.1-15, を改変
※この表では、損害と被害は同義ですが、物的なものに損害、人的なものに被害の用語をあてています。



0-2 原発ゼロ社会を実現すべき理由 10

p.11 で「複数の政策選択肢を比較総合して評価する」ということが書かれていますが、今後の市民委員会報告書もそのような形になるのですか？（現段階ではそうではないようですが）

p.11 の「秩序ある撤退」という考え方方に私たちは同意します。「法律にもとづく原発廃止」は利害関係を整理しながらの秩序ある撤退に必要と考えるためです。かつて吉岡斉先生は、原発に対する特別扱いを無くすことによる民間誘導方式を主張しておられました（「脱原子力国家への道」）が、さらに一步進んだ提案となっていると考えます。

0-2-4 原発廃止にともなうコスト増加の問題

「原発使用継続」と「早期廃止」の金銭的費用・便益・純便益の比較表を、例えば大島堅一先生が著書で示されたような形で、可能ならば示してください。

p.13 で「廃炉」という用語が用いられていますが、これは脱原発プロセスを議論していく上で不適切な用語だと私たちは考えます。この語は一般に正確な定義がなされておらず、原発の使用を終えること（閉鎖）という意味と、「廃炉ビジネス」、「廃炉費用」などと言うときの「解体撤去」という意味、閉鎖された原発という意味など、新聞等でも多義的に用いられています。この原子力市民委員会中間報告においてもきちんと定義されていません。

ところで、原発の解体・撤去は脱原発後の立地地域の雇用を支える役割が期待され、ドイツでもいくつかの注目すべき事例が見られます。ドイツでは環境保護団体グリーンピースも解体による雇用を重視し、解体を支持しています。しかし日本では、古くから反原発の運動をリードしてきた市民・研究者の中には解体撤去に強く反対する人もいます（被曝労働、廃棄物発生の問題）。ですから、これに関しては丁寧な議論が必要です。その意味で、安易に「廃炉」という用語を用いて脱原

発のプロセスを議論すると、あたかも「早く廃炉にしろ、でも廃炉にするな」というような混乱が生じることが懸念されます。

「廃炉」にあたる正式な用語は「廃止措置」ですが、これにも同様の曖昧さや混乱があります。そこで、以下のとおり提案します。

- ・例えば原発「閉鎖」と「解体・撤去」という用語を用い、使い分けること。
- ・原発の解体・撤去を行うことについての是非を、今後議論してゆくこと。

0-3 脱原発政策実現のための政治的条件 13

この節で示された方向性に同意します。日本学術会議と同様に「科学の自立性」を強調しつつ、倫理性(社会的道徳性)を重視し、科学だけでは回答できない点については公論に委ねるという公論形成の考え方についても評価します。

0-3-2 3つの主要な政治的障害

この節には再検討をお願いしたい件が二点あります。

p.14 の「第 2 の障害は、「日米同盟」である、「アメリカ政府は日本が原子力利用を続けることを、次の 2 つの理由から望んでいる」という意見は、内部で異論はなかったのでしょうか? 米国の核政策の根幹には「プルトニウム拡散防止」があるはずで、日本の脱原発をむしろ支持する可能性もあると考えられます。原子力発電の政策的位置は、日本のそれとは相当異なるはずですし、米国政府の動向の読み方については、もう少し多角的で慎重な分析が必要ではないでしょうか?」

p.15 の「第 3 の障害は、原発や核燃料サイクル施設などを抱える立地地域の抵抗である。」については、現状認識の厳しさはわかりますが、もう少し丁寧な分析が必要ではないでしょうか。立地地域にも脱原発を望む人々や、そのために立ち上がり声を挙げているひと、そうでなくとも原発に不安を感じている人々は決して少なくありません。ここで言われる立地地域とは自治体でしょうか、首長なのでしょうか、住民も含むものなのでしょうか。そうした点を明確にしないまま、「立地地域の抵抗が第 3 の障害である」と主張することは、「立地地域」と「消費地域(都市部)」の対立構図を不用意に強調することにつながるだけでなく、立地地域の経済や雇用を軽視し、都市部中心の論議に陥る危険性があるのでないでしょうか。

美浜町の松下照幸さんは、「私は、美浜町で長い間原子力発電所を批判してきた者として、都市部の人たちの運動とのギャップを常に感じてきました。都市部の多くの人々は、「危険な原発は止めればよい」という思いなのでしょうが、私にはそうはいきません。原子力発電所で働いている人たちの生活があります。自治体の財政問題もあります。それらを解決しようとせずにただ「止めればよい」と言うのであれば、私は都市部の人たちに反旗を翻さざるを得ません」と述べておられます(松下照幸『政策提案プロセスと美浜町の「合意形成」に関する提案』2012)。

中間報告の段階では、立地地域の経済再生の問題についてほとんど論じられていないので、この点も重要な課題として取り上げていただきたいと思います。この点に関連して、私たちのメンバー

である朴勝俊の『脱原発で地元経済は破綻しない』(高文研、2013)を、ご参考いただければ幸いです。

0-4 脱原子力政策大綱をどのような方法で作成するか 15

「国民の総意の反映と「取り組み態勢」の改革/総合性/科学的検討の自律性の確保/政策判断における倫理的視点の必要性」という方向性に同意します。

第1章 福島原発事故の被害の全容と「人間の復興」

第1章の構成と概要 19

1-1 福島原発事故の実態と未解明課題 21

p.21の事故経過は難解であり、これを説明するのであれば、簡単な原発の概念図があった方が、一般の市民には理解しやすいのではないかと考えます。

1-2 被害の全貌と本質 23

1-3 広域汚染の全容と対応策 29

1-4 健康を守る ——「被ばくを避ける権利」の保障 30

p.32の「国際的な標準でもあるLNTモデルに基づく考え方を遵守し、また、臨床的な知見が幅広く共有されるように既存の保健医療態勢の整備強化を中心とした施策を組み立てていくことが有効」としている点について、最近では欧州放射線リスク委員会(ECRR)等によって「上に凸」のモデルもかなり説得力のある形で提示されているので、LNT はあくまで最低限度とみて、「少なくとも、国際的には……」とした方がよいのではないかでしょうか。

また、LNT モデルは難解な用語なので解説を加えてください。

p.34 で、この箇所のみ詳細な文献録が示されていますが、その他の章についても、なるべく詳細な文献録をつけること(できれば巻末または各章末にまとめること)が、報告書の説得力を高める上で必要ではないでしょうか？

1-5 農業・漁業の再建と食の安全 35

「農業・漁業の労働の安全のためには、注意深い被ばく量の管理が必要である」(p.35)。「具体的には次の4段階での検査を徹底し、それらが互いに連動して効果的に汚染食品を限りなくらしていく態勢を組織すること…」(p.36)

p.35 の「注意深い被ばく量の管理」だけでは、東北の農業の再興は困難ではないでしょうか？消費者の多くは「福島産」「東北産」というだけで避けているので、p.36 のような対策をとったとしても必ずしも売れるようにはならない可能性が懸念されます。放射性物質に汚染された土地を「こまめに」ゾーニングするのではなく、その周辺の土地も含めて広域で農業を禁じる措置(そこはたとえば再生可能エネルギーの産地とする)などをとらないと、安心が回復できないように思われます。

その代替になる土地は、余っている所(休耕田など)が他地域にたくさんあるのではないでしょか?

他方、汚染地の農業を復興させるために、農産物の放射線を測定し、安全なものとして全国に流通させようと言うのであれば、これまで原発を強く批判し、放射線被曝に慎重だった立場の在野の専門家が、基準以下の汚染で健康に支障ないことを宣言するようなことも、真剣に検討する必要があるように思います。

1-6 生活と地域の再建のための支援 39

この節に対するコメントは、のちの 1-8 節へのコメントと同じです。

1-7 損害賠償のあり方 43

1-8 除染と廃棄物政策 46

p.48 の「長期避難の場合、除染にさかれる巨額の予算を、むしろ避難コミュニティ建設と生活再建に充てるほうが、結局はコミュニティ・自治体の維持につながるということも考えられる」とする記述に同感です。このことは、農業の復興にも同じようにならうことでしょう。しかし、1-5 節や 1-6 節では「個人の判断」があまりに重視され、代替的な可能性が積極的に提示されず、結局は「帰還」や「住み続けること」、「そこで農業を続けること」を重視した提言となっている感じられます。「コミュニティの全員に、新たな町での新たな生活を保障させる」という選択肢を明確に打ち出し、1-6 節との関連を強めることはできないでしょうか。

1-9 作業員の健康管理と被ばくの低減 49

「被ばく労働者の被ばく管理と健康管理、また雇用形態と待遇の改善は「人間の復興」の根幹に関わる重要な課題である」(p.51 末)の主旨を支持します。この点は、立地地域の脱原発後の経済再生の一つの柱となりうる、原発解体に密接に関連する問題でもあります。

もし、専門的な知見を有する方がおられれば、被ばく管理・健康管理の改善や、下請け・孫請け構造の打破について、より具体的にどのように法制度を改善すればよいか、案を示していただけませんでしょうか？

第 2 章 放射性廃棄物の処理・処分

第 2 章の構成と概要 52

2-1 議論と合意のための「場」の形成 54

2-2 福島第一原発の事故炉処理、事故廃棄物の処理・処分政策 55

2-3 核燃料再処理政策の転換 57

2-4 使用済み核燃料のリスク低減政策 60

2-5 プルトニウム処理・処分政策(プルサーマル政策を含む) 61

p.62 に「プルサーマルによるプルトニウム焼却はやむを得ぬ場合の選択肢として残しておくべきだという議論もある」という記述がありますが、これはどなたの議論でしょうか？

2-6 高レベル放射性廃棄物の最終処分 62

2-7 高速増殖炉政策 ※

2-8 低レベル放射性廃棄物の処分政策 ※

2-9 核施設の廃止後の処理・処分政策 ※

この箇所については原発や各施設の「解体」について、雇用の側面と、被ばく管理・健康管理の側面との関連性に注意しながら、ご議論を展開していただくようお願いします。

2-10 核セキュリティ政策 ※

第3章 原発ゼロ社会を実現する行程

第3章の構成と概要 65

3-1 原発ゼロを実現するための基本的アウトライン 67

p.67 の脚注で「原発ゼロを、現存する全ての原発の廃炉が決定され、実際に廃炉プロセスに入った状態と定義する」と書かれていますが、脚注「廃炉が決定され」や「廃炉プロセスに入った」とは、「廃炉」の用語が定義されていない状況で意味不明な記述と言わざるをえません。もし「廃炉＝解体」であり、「解体を決定し、実際に解体プロセスに入った状態」という意味なら、異論が出ることが予想されます。ご検討ください。

3-2 原子力損害賠償制度の見直し 69

p.69 で「原子力損害賠償法を改正し、原則として原子力事業者に対して損害賠償の全責任をとらせるものへと変更し、今後の原発の事故リスクを市場に含ませる」とあり、具体的な改正案が示されていることを高く評価いたします。

自動車の賠償責任を例にとれば分かるように、そもそも何事についても、安全性には金銭的賠償責任の裏付けが必要です。原子力規制委員会がどんなにチェックして「安全性を確認」しても、事業の当事者や保険会社が賠償を受けないようであれば、その安全性には何ら説得力がありません。その意味で本当に「安全性を確認」する役割を果たすべきなのは、電力会社のほか、メーカーもしくは保険会社であるべきだと考えます。

提案された改正をさらに確たるものとするため、さらに改正すべき点として、以下に挙げるものもご検討ください。

第4条

第1項 「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」の部分を削除する。

第3項 「原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法(明治32年法律第48号)第798条第1項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)及び製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定は、適用しない。」の部分を削除する。

第三条「異常に巨大な天災地変または社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りで

はない」を削除。たとえ戦争に伴う被害でも補償すべきです。

第七条の損害賠償措置額を大幅に引き上げ。

第十条の「原子力損害賠償補償契約」(地震・津波等による事故のための政府保険)を廃止し、民間の保険に統合する(動かす原発は地震・津波に耐えるという建前があるため)。あるいは政府の補償を維持するのであれば、補償料を根本的に見直し、「原子力発電量のみに応じた賦課金」のような形で急速に資金を確保する。

第十六条の「原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする」を削除するか、賠償を国費で補填できないことを明確にさせる。

3-3 持続可能な社会を実現するエネルギー・システムへの転換 71

p.71 の「エネルギー・システム転換の目的は、次の 3 つの目的(原発ゼロの実現/気候変動の防止/エネルギーの自立(国家、地域))を達成することにある。」については、全体的な方向性として異議ありません。

ただ、再生可能エネルギー特別措置法は、廃止・改悪の圧力にさらされ続けているとかがいいますので、制度ができたことに安心するのではなく、維持すべきとする意志をもって、これを意見として明示すべきだと考えます。

3-4 電力需給・経済影響などの緩和措置 73

p.74 に「立地自治体や関連産業への経済影響の緩和については、今後の地域経済・社会のあり方や地域資源を活かした第一次産業(農林水産業)の復興や再生可能エネルギー等への産業転換を視野に入れた地域主導のエネルギー政策への転換とそのための支援策が必要である」とあり、p.78 に「(原発ゼロ移行の)国の財源は、電源開発促進税を廃止すると同時に創設される「エネルギー転換税」によって確保する」とあります。

しかし、第一次産業と再生可能エネルギーだけで、立地自治体にとって十分説得的なのでしょうか？ 中間報告の全体を通じて、立地自治体の脱原発後の経済再建や、財政措置に関する記述が少なすぎるので、政策措置がより具体的に説明されるべきだと考えます。

例えば、「エネルギー転換税」とはどのようなものか、十分な説明がありませんのでよく分かりません。電源開発促進税の再編でしょうか？ 電源開発促進税は毎年約 3500 億円の収税があり、半分以上が「もんじゅ」などの原子力開発に浪費されており、実は、電源三法交付金に使われているのは半分に満たないのです。だから、財政的に立地自治体を支援するという課題は、それほど難しいものではないと考えられます。

この税の再編は、やり方によっては、立地地域の人々の心をつかむことができるような、希望が持てる内容を提案できるかもしれません。電源開発促進税を改組して原発推進目的に用いることを禁止するとともに、立地自治体には電源交付金に変わる、激変緩和のための支出を一定期間行うとともに、産業立地のための資金として利用できる可能性があります。その意味で、「エネルギー転換税」の具体的な設計図を示していただきたいと考えます。

3-5 廃炉プロセスと電力会社などの経営問題 75

p.75 で「電気事業は公益事業であるが、日本においては民間企業がその事業を担っている。民間企業である以上、民間企業に求められる責任は免れえない」として、p.78 で「事業者、株主・貸手責任で経営悪化に対処する。次に、それでもなお債務超過が生じる場合は、国が電力会社に公的資金を注入し、一時的に国有化する」とありますが、現在の政治の現状を考えれば、そのようなは「強気な立場」は、政治的にも法的にも実行困難ではないでしょうか。事故を起こしてしまった東京電力については全く別の話ですが、それ以外の電力会社、つまりこれまでのところ曲がりなりにも法的ルールに乗っ取って原発を運転し、これまで原発事故を起こしていない電力会社に対して、原発廃止に伴って即座に発生する損失を、専ら彼らに負わせようすることは、かえって「秩序ある撤退」(p.11) に反することになりますか？ また原発の電力を消費してきた電力消費者には責任がないのでしょうか。

「秩序ある撤退」を言うのであれば、電力会社に廃止のインセンティブを与える柔軟な対応が必要と考えます。p.77 で「…ほとんど全ての電力会社で債務超過が発生すると考えられる。この債務超過をどう扱うかであるが、安易に電気料金に算入すべきではない」と書かれていますが、もちろん「安易」ではないとしても、例えば比較的新規の原発を早期に廃止した場合の除却損(減価償却費として回収しきれなかった費用)など、電気料金を通じた費用回収がやむをえない項目もあるのではないでしょうか？

何より、原発即時廃止のコストを電力会社・株主・貸し手が負担させられるとのことであれば、彼らは頑なに再稼動して費用を回収する道を選ばざるを得なくなるでしょう。また、原発即時閉鎖を政治的に実施できたとしても、彼らからの訴訟を招き、その紛争は長期にわたるおそれがありますし、その場合は彼らの方が勝訴する可能性も高いでしょう。

参考までに、ドイツのシュレーダー政権における脱原発政策においては、原発の寿命を原則 32 年と定めて、稼働することを政府が妨害しないとしたことが、電力会社に対する大きな譲歩でした。もちろん、地震国日本では即時閉鎖が必要ですので、これと同様の、寿命いっぱいまで稼働を認めるような譲歩はすべきではないでしょう。しかし結局、即時閉鎖が必要となれば、そのコストは、たとえ公平でないとしても、社会全体で分担するほかありません。

ところで、p.78 の文章で「国有化する」とある箇所には「何を」国有化するのかが示されていませんが、これは原子力発電所ですか、電力会社全体ですか？

3-6 原発ゼロの国民的合意形成プロセスのあり方 78

p.78 で「政策見直しにあたっては、専門家と共に、様々なステークホルダー(業界団体、消費者団体、地方自治体、市民団体・有識者、原発事故被災当事者、一般市民など)を巻き込む検討が必要である」とありますが、「様々なステークホルダー」の中に「政党」を明示してください(p.109 などには「政党」があります)。

- 3-7 原発輸出と国際的責任 80
- 3-8 国際条約・国際協定(二国間協定含む)の包括的な見直し ※
- 3-9 軽水炉以外の原子炉の開発利用の可否(トリウム溶融塩炉、核融合など) ※
- 3-10 原子力に関する情報公開・広報・教育の問題点と改革指針 ※

第4章 原子力規制はどうあるべきか

第4章の構成と概要 83

4-1 安全はいかにして実現可能か —規制の役割と限界— 85

この節の安全論は「賠償責任」の観点が薄いのですが、「安全」と言っている人たちが自分たちで賠償責任を負おうとしないこと、保険会社が引き受けを渋っていることが、原発の「安全性」に対する強力な反証です。自動車事故や航空機事故の賠償の問題とも関連づけ、p.69 の「原子力損害賠償制度の見直しとよく関連づけて、規制の意義と限界を論じていただけたらより説得力が増すものと考えます。

p.85 で「技術は、安全性の観点だけから実現されるものではない。コストパフォーマンス(経済性)、性能の良さ(機能性)、環境適合性の観点をあわせて、設計され、実現される。経済性が優先され安全がおろそかにされた例は数限りない」との記述がありますが、この表現には強い違和感を覚えます。現在の経済学は社会全体の幸福を目的とするもので、広い意味での「経済性」には人命や環境を守ることが含まれます。「カネもうけのための手抜き」に「経済性」という用語が当てられることがあります。せめて「カネもうけ」か「経営合理性」と記してください。

4-2 新規制基準の構成上の欠陥 88

4-3 規制基準における耐震性をめぐる問題点 89

4-4 立地評価を適用しないことの重大性 92

4-5 設計基準を見直すべきである 94

4-6 新規制基準の過酷事故対策では事故の進展を防げない 95

4-7 信頼性に関わる重要な技術課題の欠落 98

4-8 原発立地・再稼働について同意を求めるべき自治体の範囲と防災対策の問題点 99

4-9 老朽化原発の20年延長問題 101

4-10 原子力規制と司法審査 103

4-11 原子力規制組織および審査の実態と改善策 ※

4-12 原賠法、過酷事故時の賠償・責任問題 ※

4-13 原子力規制の歴史的変遷、世界的動向調査 ※

おわりに 106